

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成27年5月18日（平成27年（行個）諮問第95号）

答申日：平成28年7月28日（平成28年度（行個）答申第78号）

事件名：共同相続人が提出した特定被相続人に係る相続税の申告書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「共同相続人が提出した相続税の申告書（被相続人特定個人A）」に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙1に掲げる2文書（以下、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報に加え別紙2及び別紙4に掲げる部分も審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められ、別紙2に掲げる部分のうち、別紙5に掲げる部分は開示することが妥当であるが、その余の部分は不開示とすることが妥当であり、また、別紙4に掲げる部分は開示することが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成26年12月18日付け特定記号第397号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、本件対象保有個人情報以外の保有個人情報の特定を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 特定年月日に審査請求人を法定相続人とする相続が発生したが、審査請求人は未分割のまま相続税の期限内申告を行った。しかし、処分庁は審査請求人に対して、特定年月日付けで相続税の更正処分を行った。審査請求人は当該更正処分を不服として処分庁に異議申立てを行い、さらに国税不服審判所に審査請求を行ったが、その主張は認められなかった。しかしながら、審査請求人は、当初から一貫して同じ主張をしており、今後、この更正処分に関わる遺産分割協議が親族間で行われ、また、それが裁判で争われる。

(2) 本件文書は、その遺産分割協議及びそれに伴う裁判を左右する重要な

証拠となり、それらが開示されなければ、審査請求人に対して著しい不利益になると認められる。法14条2号ただし書口において、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」については開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている場合でも、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならないとしており、審査請求人の財産を保護するために、本件文書のうち対象外とされた部分の開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件開示請求等について

ア 原処分に係る裁決に至る経緯について

本件開示請求は、処分庁に対して、本件請求保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求を審査請求人以外の共同相続人が提出した相続税の申告書に記載された保有個人情報の開示請求と判断し、平成25年5月14日付け特定記号第144号により、保有個人情報の存否を答えることが法14条2号に規定する不開示情報を開示することになるとして、法17条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する旨の不開示決定（以下「当初処分」という。）を行った。

これに対し審査請求人が、国税庁長官に対し、平成25年7月12日付けで処分庁が行った当初処分の取消しを求める審査請求を行ったところ、国税庁長官は、平成26年11月26日付けで共同相続人が提出した相続税の申告書（被相続人特定個人A（相続開始特定年月日））に記録された保有個人情報につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した当初処分を取り消すべきとの裁決（以下「本件裁決」という。）を行っている。

イ 原処分等について

処分庁は、本件裁決を受け、平成26年12月18日付け特定記号第397号により、別紙1に掲げる文書1及び文書2のうち、審査請求人を本人とする保有個人情報を特定し、法18条1項の規定に基づき、全部開示決定（原処分）を行っている。

これに対し審査請求人は、原処分において処分庁が審査請求人を本人とする保有個人情報の対象外としている部分について、開示を求めていることから、以下、原処分に対象外とされた部分の保有個人情報の該当性について検討する。

(2) 文書1のうち、対象外とされた部分の保有個人情報該当性について 文書1のうち、対象外とされた部分については、いずれも審査請求人

以外の者に係る個人の情報であり、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないのは明らかであることから、処分庁が対象外としたことは妥当である。

(3) 文書2について

ア 法14条2号該当性について

文書2については、審査請求人以外の共同相続人が提出した被相続人特定個人Aに係る相続税の申告書であることから、本件保有個人情報の存否を答えることは、審査請求人以外の共同相続人が相続税の申告書を提出した事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになる。

そして、本件存否情報は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

しかしながら、本件裁決において、①各共同相続人が別々に申告書を作成して提出した場合には、共同で作成して一つの申告書で提出した場合のように、各共同相続人が相続税の申告義務の有無について、相互に共通認識を有していると直ちに推認することはできないが、個別事情によって、共同相続人が相続税の申告書を提出した事実の有無を他の共同相続人が慣行として知ることができる場合があり得ることから、法14条2号ただし書イの「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」の該当性については、個別事情があるか否かを判断すべきであること、②個別事情について検討すると、当初処分において、同時に請求された文書のうち、特定個人を被相続人とする相続税の税務調査に係る開示部分を踏まえると、本件存否情報は、開示請求者たる審査請求人が慣行として知ることができるものであったと認められ、これを覆すに足りる事情も存しないことから、本件存否情報は慣行として開示請求者が知ることができる情報に当たり、同号ただし書イに該当するものと認められ、同号の不開示情報に該当しないことから、本件保有個人情報の存否を明らかにした上で、改めて開示決定等すべきであるとされている。

これらのことから、処分庁は、個別事情を認定した上で、開示請求者たる審査請求人が本件存否情報について慣行として知り得たと認められる範囲で開示決定等を行ったものであると認められる。

イ 文書2のうち、対象外とされた部分の保有個人情報該当性について
(ア) 対象外とされた部分のうち、第1表及び第15表の被相続人に係る整理番号欄

当該部分は国税当局が申告書の管理等のために被相続人特定個

人Aに対して付した番号に係る情報と認められ、被相続人特定個人Aに関する情報であり、かつ、死者に関する情報であるため、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない。

また、文書1及び文書2の他の部分に記載されている審査請求人を本人とする保有個人情報と照合することによっても、審査請求人を識別することができることとなる情報が記載されているとは認められず、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない。

(イ) 対象外とされた部分のうち、上記(ア)以外の各欄

当該部分は共同相続人である特定個人Bが提出した被相続人特定個人Aに係る相続税の申告内容に係る情報が記載されており、当該情報は審査請求人以外の共同相続人の保有個人情報であるため、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない。

また、文書1及び文書2の他の部分に記載されている審査請求人を本人とする保有個人情報と照合することによっても、審査請求人を識別することができることとなる情報が記載されているとは認められず、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)のとおり、文書1及び文書2のうち、「対象外」とされた部分については、いずれも審査請求人以外の者に係る個人の情報であり、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないのは明らかであることから、処分庁が対象外としたことは妥当である。

(4) 結論

以上のことから、原処分については、文書1及び文書2のうち、対象外とした部分については、いずれも審査請求人以外の者に係る個人の情報であり、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないのは明らかであることから、処分庁が対象外とした原処分は妥当であると判断する。

2 補充理由説明書

(1) 補充する理由等について

ア 基本的な考え方

諮問庁は、文書2のうち、「対象外」とされた部分については、いずれも審査請求人以外の者に係る個人の情報であり、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないのは明らかである旨、理由説明書(上記1)において明らかとしているところである。

文書2は、特定個人Bと審査請求人及び特定個人C(以下「審査請求人グループ」という。)との遺産分割等が不調となったことから、共同相続人の1人である特定個人Bが自ら押印し単独で提出したものであるが、相続税額の計算については、特定個人Bが認識する遺産総額に基づき、特定個人Bが考える各人の取得財産をもととする

課税価格により、相続税法に基づく計算方法に従って機械的に計算し、自身の相続税額を算出したものである。

したがって、文書2の記載事項の全てが、特定個人Bの申告に関連して記載されたことは明らかであり、記載事項全体が特定個人Bの保有個人情報のみ該当すると考える。

イ 補充する理由について

前述のとおり、文書2は、特定個人Bが考える各人の取得財産をもとに機械的に計算・記載された情報に過ぎないものと判断されることから、記載事項全体が特定個人Bの保有個人情報のみ該当すると考える。

しかし、仮に、別紙2に掲げる部分について審査請求人の保有個人情報にも該当すると判断されることとなった場合においても、当該部分の情報は法14条2号及び7号イに該当するものと認められることから、以下(2)において、補充して説明する。

また、別紙2に掲げる部分以外の部分に係る開示の適否については、改めて検討した結果を以下(3)において説明する。

(2) 別紙2に掲げる部分の不開示情報該当性について

ア 法14条2号該当性

(ア) 文書2は、特定個人Bが自ら押印し単独で提出したものであり、その全体が特定個人Bの個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により特定個人Bを識別することができるものに該当する。

(イ) 相続税の申告書が単独提出された場合には、通常、その背景に相続争いがあり、申告書を提出した相続人から他の相続人に対し自己の申告書の内容が明らかにされることはない。

本件においては、特定個人Bと審査請求人グループの遺産分割等が不調となったことから、審査請求人グループと特定個人Bが別々に相続税の申告書を提出しており、互いにそれぞれの申告内容を知らない状況と考えられる。このような状況の中で、別紙2に掲げる部分を開示すると、相続争いをしていると想定される審査請求人と特定個人Bのセンシティブな関係のところに、通常、審査請求人が知り得ない特定個人Bの申告内容が明らかにされることになる。そうすると、特定個人Bと審査請求人との間で現在行われている遺産分割等の調整に重大な影響を与えるなど、特定個人Bの権利利益を害するおそれがあるものと判断される。

したがって、別紙2に掲げる部分に記載されている情報は、法14条2号の不開示情報に該当すると認められる。

イ 法14条7号イ該当性

(ア) 文書 2 のように単独提出された申告書の場合，別紙 2 に掲げる部分を他の相続人（審査請求人）に開示することは，申告納税制度に基づき国税当局に提出した納税者の申告情報を，当該申告書を提出していない他の納税者に開示することにほかならないものと認められる。

(イ) 申告納税制度は，納税者自らが税法を正しく理解し，その税法に従って正しい申告と納税をするという極めて民主的な制度であり，この制度に基づき自主的に申告した納税者の申告情報を他の相続人（審査請求人）に開示することは，申告書を提出した納税者（単独申告者）と税務当局との信頼関係を著しく損なうばかりか，制度を信頼し税務当局に申告を行っている一般の納税者の税務申告に対するコンプライアンスを著しく低下させることとなる。その結果，相続税の申告内容を税務当局への開示請求によって知られることを避けるため，無申告となったり，虚偽の申告を行うことなどが想定され，租税の賦課及び徴収に係る事務全般に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあると判断される。

したがって，別紙 2 に掲げる部分に記載されている情報は，法 14 条 7 号イの不開示情報に該当すると認められる。

(3) その他部分の開示の適否について

以下の文書の当該各欄の情報について，改めて開示の適否を検討した結果，以下のとおり判断する。

ア 文書 1 について

(ア) 別紙 3 の 1 に掲げる部分

当該欄は申告書様式の一部及び国税当局が記載を行う欄であるが，その記載が認められず，申告書様式そのものであると判断されることから，審査請求人の保有個人情報に該当する。

また，第 1 表（続）の当該欄と同じ部分について，原処分において開示されており，不開示情報に該当しないと認められることから，開示相当である。

(イ) 別紙 3 の 2 に掲げる部分

当該欄は国税当局が申告書の管理等のため，被相続人に付番した特定の番号を記載する欄であるが，本件においては特定の番号の記載が認められず，申告書様式のそのものであると判断されることから，審査請求人の保有個人情報に該当する。

また，不開示情報に該当しないと認められることから，開示相当である。

イ 文書 2 について

別紙４に掲げる部分について、上記（１）アのとおり、文書２は、特定個人Ｂが考える各人の取得財産をもとに機械的に計算・記載された情報に過ぎないものと判断されることから、記載事項全体が特定個人Ｂの保有個人情報のみに該当すると考える。

しかしながら、仮に、別紙４に掲げる部分の情報が審査請求人の保有個人情報にも該当することと判断される場合には、別紙４の１に掲げる部分について、当該欄は国税当局が申告書の管理等のため、被相続人に付番した特定の番号を記載する欄であるが、本件においては特定の番号の記載が認められないこと、別紙４の２に掲げる部分について、当該欄は申告書第２表の㊦の人数及び㊧の金額を記入することとなっているが、第２表の㊦の人数及び㊧の金額は原処分において開示されていることから、不開示情報に該当しないと認められるので、開示相当である。

（４）結論

以上のことから、別紙２に掲げる部分の情報は、仮に審査請求人の保有個人情報に該当すると判断されたとしても法１４条２号及び７号イに該当すると認められることから、不開示情報に該当すると判断する。

また、上記（３）に掲げる当該箇所については、開示相当であると判断する。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成２７年５月１８日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③同月２８日 審議
- ④平成２８年１月２８日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤同年３月２５日 審議
- ⑥同年５月２３日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦同年７月２６日 審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、本件文書の一部（以下「本件対象外部分」という。）については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと、本件対象外部分を除く全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象外部分の開示を求めているものと解されるところ、諮問庁は、補充理由説明書において、別紙３に掲げる部分は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとして開示を相当と

するが、その余の部分（以下「本件対象外維持部分」という。）は、なお審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとしていることから、以下、本件対象外維持部分の保有個人情報該当性について検討する。

2 本件対象外維持部分の保有個人情報該当性について

（１）文書１について

文書１の本件対象外維持部分は、第１表及び第１５表に記載された審査請求人以外の相続人に係る情報であり、当該相続人の氏名とともに、同人に係る課税価格の計算及び納付税額の計算等が記載されていることが認められる。

当該部分の記載には、審査請求人を識別することができる情報は記載されておらず、また、本件文書の他の部分に記載されている情報と照合することによっても、審査請求人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分については、審査請求人以外の相続人に係る情報であり、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない。

（２）文書２について

ア 別紙２に掲げる部分について

（ア）別紙２に掲げる部分は、審査請求人の共同相続人である特定個人Ｂが提出した相続税の申告書（文書２）の審査請求人に係る記載欄のうち、整理番号、財産等の価額、算出された税額等の数値等を記載する部分（以下、空欄も含めて「数値等部分」ともいう。）である。そして、この数値等部分は審査請求人を本人とする保有個人情報の対象外とされているが、当該記載欄のうち、審査請求人の氏名、生年月日、住所等（以下「氏名等」という。）は開示されていることが認められる。

（イ）審査請求人の氏名等を開示しつつ数値等部分を対象外とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね次のとおり説明する。

a 文書２のうち、審査請求人の氏名等は、審査請求人の個人識別情報として、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると判断した。すなわち、当該部分は、特定個人Ｂと審査請求人双方の保有個人情報に該当すると判断するものである。そして、当該部分は、審査請求人が予測し得ると考えられることから、これを開示しても特定個人Ｂの権利利益を害するおそれはないと判断し、開示することとした。

b 他方で、数値等部分については、次の理由から審査請求人の保有個人情報に該当しない。すなわち、文書２の相続税の申告書は、特定個人Ｂと審査請求人グループとの遺産分割等が不調となった

ことから、共同相続人の1人である特定個人Bが自ら押印し単独で提出したものであるが、相続税額の計算については、特定個人Bが認識する遺産総額に基づき、特定個人Bが考える各人の取得財産を基とする課税価格により、相続税法に基づく計算方法に従って機械的に計算し、特定個人B自身の相続税額を算出したものである。したがって、文書2の相続税の申告書の記載事項の全てが、特定個人Bの申告に関連して記載されたことは明らかであり、記載事項全体が特定個人Bの保有個人情報のみ該当すると考える。

- (ウ) 当審査会において確認したところ、別紙2に掲げる部分は、①「相続税の申告書(続)」(第1表(続))に相続等により「財産を取得した人」の1人として氏名等が記載されている審査請求人について、「整理番号」、「課税価格の計算」、「各人の算出税額の計算」及び「各人の納付・還付税額の計算」の各数値等を記載する部分、②「相続税の総額の計算書」(第2表)に「法定相続人」の1人として氏名等が記載されている審査請求人について、「第1表の「相続税の総額⑦」の計算」の数値を記載する部分、③「相続税がかかる財産の明細書」(第11表)に「財産を取得した人」の1人として氏名が記載されている審査請求人について、分割が確定して取得した財産等の価額(数値)を記載する部分並びに④「相続財産の種類別価額表(続)」(第15表(続))に、相続財産を取得した者の1人として氏名が記載されている審査請求人について、整理番号及び当該相続財産の価額(数値)を記載する部分であることが認められる。

そこで検討すると、上記①ないし④の部分は、それぞれ審査請求人の氏名等が記載された欄と一体を成すものと認められ、いずれも審査請求人個人に関する情報であって、氏名等により当該個人を識別することができるものに該当し、法2条2項の「個人情報」の要件に欠けるところはない。そして、当該申告書等は、いずれも特定税務署が保有する行政文書であるから、これらに記載されている数値等部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当する。

イ 別紙4に掲げる部分について

- (ア) 別紙4の1に掲げる部分は、特定の番号を記載する部分であると解されるので、当該部分に記載される番号について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、国税当局は、相続税の申告書が提出された場合、被相続人に対して付番し、当該申告書の管理等を行っているとのことである。

当審査会において確認したところ、当該部分には、特定の番号が

記載されておらず、同表の様式そのものであるから、審査請求人も含めた相続人共通の情報ということが出来る。

(イ) 別紙 4 の 2 に掲げる部分は、民法 887 条等で定められた法定相続人の数及び相続税法 15 条で定められた基礎控除額が記載される欄であり、審査請求人も含めた相続人共通の情報ということができ、また、当該部分は、第 2 表で審査請求人を本人とする保有個人情報として既に開示された情報と同一の内容と認められ、これを対象外とする合理的理由も認め難い。

(ウ) したがって、別紙 4 に掲げる部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当する。

ウ 上記ア及びイを除く文書 2 の本件対象外維持部分について

上記ア及びイを除く本件対象外維持部分は、審査請求人以外の相続人及び被相続人に係る情報であり、当該相続人の氏名等とともに、同人に係る財産等の価額、課税価格及び納付税額の計算結果等が記載されていることが認められる。

当該部分の記載には、審査請求人を識別することができる情報は記載されておらず、また、本件文書の他の部分に記載されている情報と照合しても、審査請求人を識別することができる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分については、審査請求人以外の相続人に係る情報であり、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない。

(3) 以上のとおり、別紙 2 及び別紙 4 に掲げる部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められるところ、諮問庁は、上記第 3 の 2 (3) イのとおり、別紙 4 に掲げる部分が審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると判断される場合には、当該部分は不開示情報に該当しないため開示相当としているので検討すると、確かに、当該部分は、空欄であったり、既に開示された情報と同一の内容であると認められることから、不開示情報には該当しないと認められ、開示することが妥当である。

他方で、諮問庁は、別紙 2 に掲げる部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると判断されたとしても法 14 条 2 号及び 7 号イによりなお不開示とすべきとしているので、以下、別紙 2 に掲げる部分の不開示情報該当性について検討する。

3 別紙 2 に掲げる部分の不開示情報該当性について

当審査会において見分したところ、文書 2 は、特定個人 B が単独で提出した相続税の申告書であると認められ、別紙 2 に掲げる部分を含め、その全体が法 14 条 2 号本文前段の当該個人に関する情報であって、当該個人を識別することができるものに該当する。

(1) 別紙5に掲げる部分について

当該部分は、いずれも審査請求人について、国税当局が付番した特定の番号が記載される欄であるが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、文書1に記載される審査請求人に係る特定の番号と文書2に記載されるそれは、同じ番号であるとのことである。

そうすると、当該部分は、本件においては、既に文書1において審査請求人に開示されている特定の番号と同じ番号が記載される欄であるから、審査請求人が知っている情報であり、これを開示しても、特定個人Bの権利利益を害するおそれや、租税の賦課及び徴収に係る事務全般に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められないから、法14条2号及び7号イのいずれにも該当しない。

(2) 上記(1)を除く別紙2に掲げる部分について

上記(1)を除く別紙2に掲げる部分は、特定個人Bが自ら主張する遺産総額及び相続分に基づいて計算した結果であるから、審査請求人が法令の規定により又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められず、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ハに該当すると認めるべき事情も存しない。また、審査請求人は、同号ただし書ロに該当する旨主張するが、本件において、当該部分を不開示とすることにより保護される利益を上回る開示の必要性があるとは認められないから、同号ただし書ロには該当しない。

そして、当該部分は、これを開示することにより、特定個人Bの権利利益が害されるおそれがないとは認められないから、法15条2項による部分開示はできない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号イについて判断するまでもなく、不開示とすべきと認められる。

4 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、法14条2号ただし書ロを理由に、別紙2及び別紙4に掲げる部分以外の本件対象外維持部分についても開示を求めているが、当該部分は、そもそも同号により不開示とされた情報ではないことから、その限りにおいて審査請求人の主張に理由はない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定について、諮問庁がなお審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとしている部分については、別紙2及び別紙4に掲げる部分は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当す

ると認められ、諮問庁が審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとされたとしても法14条2号及び7号イに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分（別紙2に掲げる部分）のうち、別紙5に掲げる部分は同条2号及び7号イのいずれにも該当せず、開示することが妥当であるが、その余の部分は、同条2号に該当すると認められるので、同条7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であり、また、別紙4に掲げる部分については開示することが妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

別紙 1 (本件対象保有個人情報記録された文書)

文書 1 共同相続人のうち、審査請求人及び特定個人 C が提出した被相続人
特定個人 A (特定年月日相続開始) に係る次の相続税の申告書

第 1 表, 第 1 表 (続), 第 2 表, 第 5 表, 第 1 1 表, 第 1 3 表, 第
1 5 表及び第 1 5 表 (続)

文書 2 共同相続人のうち、特定個人 B が提出した被相続人特定個人 A (特
定年月日相続開始) に係る次の相続税の申告書

第 1 表, 第 1 表 (続), 第 2 表, 第 5 表, 第 1 1 表, 第 1 3 表, 第
1 5 表及び第 1 5 表 (続)

別紙 2（諮問庁が審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとしても法
14条2号及び7号イに該当し不開示とすべきとする部分）

- 1 文書2の第1表（続）の「財産を取得した人」欄のうち、審査請求人の氏名が記載されている列の「※整理番号」欄及び①欄ないし②⑤欄のうち対象外とされた部分
- 2 文書2の第2表の「第1表の「相続税の総額⑦」の計算」欄のうち、審査請求人の氏名が記載されている行の⑥欄及び⑦欄
- 3 文書2の第11表の「合計表」欄のうち審査請求人の氏名が記載されている列の①欄ないし③欄及び「取得した人の氏名」欄に審査請求人の氏名が記載されている欄の下の「取得財産の価額（円）」欄
- 4 文書2の第15表（続）の審査請求人の氏名が記載されている列の「※整理番号」欄及び①欄ないし③⑧欄

別紙 3（諮問庁が審査請求人を本人とする保有個人情報に該当し開示すべきとする部分）

- 1 文書 1 の第 1 表の「各人の合計」と記載のある欄の右の欄及びその上の欄
- 2 文書 1 の第 1 5 表の「各人の合計」欄の列の「※整理番号」欄

別紙 4（諮問庁が審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると判断される場合には開示すべきとする部分）

- 1 文書 2 の第 1 5 表の「各人の合計」欄の列の「※整理番号」欄
- 2 文書 2 の第 1 表の「各人の算出税額の計算」欄のうち、「法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額」欄

別紙5（別紙2のうち不開示情報に該当しない部分）

- 1 文書2の第1表（続）の「財産を取得した人」欄のうち審査請求人の氏名が記載されている列の「※整理番号」欄
- 2 文書2の第15表（続）の審査請求人の氏名が記載されている列の「※整理番号」欄